

JR東労組ステーションサービス申3号

2019年度賃金引き上げに関する申し入れ

妥結

1. 昇給について

社員について、賃金規定（平成25年4月1日JESS連第1号）第12条から第19条に定める昇給を実施し、その昇給係数は4とする。

**念願であった
定期昇給の昇給係数4を実施！**

2. 支給開始日

2019年4月1日付で昇格する社員は4月23日（火）の給与支給より行い、その他の社員については、4月および5月分の清算を含め同年6月21日（金）以降準備でき次第とする。

3月29日JR東労組ステーションサービス協議会は、申3号「2019年度賃金引き上げに関する申し入れ」について妥結しました。

この間「賃金引き上げは、日常生活に大きく影響をおよぼすことから重要な課題」として位置付け、会社と粘り強い議論を行ってきました。

秋葉原駅や吉祥寺駅など、首都圏の中核となる駅を受託し営業収益が増加しましたが、「社員数の増加」や「人事・賃金制度の改正に伴う人件費の増」「増収減益」「人材への投資を継続していくこと」などを理由に、基本給改善はできませんでした。しかし、ステーションサービス協議会の念願であった「定期昇給の昇給係数4の実施」をかち取ることができました。

働きやすい職場環境をつくり出すために

JR東労組ステーションサービス協議会に結集し、共にたたかおう！